

物品、委託役務関係の
入札参加資格登録をされている皆様へ

令和2年5月22日
大 阪 府

**新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の区域変更を受けた
委託役務業務及び物品調達にかかる取扱いについて**

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた委託役務業務及び物品調達にかかる取扱いについては、令和2年4月9日付け「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた委託役務業務及び物品調達にかかる取扱いについて」及び令和2年5月7日付け「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた委託役務業務及び物品調達の対応の延長について」によりお知らせしたところです。

このたび、令和2年5月21日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について、緊急事態措置を実施すべき区域が変更され、本府についてはその措置が解除されましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年5月22日以降についても、これまでの取扱いを継続することとしましたので、お知らせします。

担当：総務部契約局総務委託物品課
企画・システムグループ
内線 5375